

平成22年度
第5回 事務所移転検証委員会

平成22年8月26日（木）

【 議事録（要録）】

(財) 武蔵野市福祉公社
(社福) 武蔵野市民社会福祉協議会

平成22年度 第5回 事務所移転検証委員会 【議事録（要録）】

1	日 時	平成22年8月26日（木） 午後6時00分から午後7時51分まで
2	会 場	スイングホール（レインボーサロンA B）
3	委 員	委員長 前川 智之（出席） 委員長職務代理 黒竹 光弘（出席） 委 員 青山 伸一（出席） 委 員 谷 明彦（出席） 委 員 平澤 千鶴子（出席）
4	事務局	【福祉公社】会田理事長、河中常務理事、藤井総務課長、 【市民社協】伊藤会長、三輪常務理事、福岡事務局長、 【市】三澤健康福祉部長、鎌田生活福祉課長、他
5	傍聴者	20名

6 議 事

- 市民社協事務局長 資料の確認（略）
- 委員長 第5回の検証委員会を開催します。

本日は、答申書（案）の内容をご説明し、ご意見を伺ったうえで、最終の報告書に向けて詰めたいと思っています。新しい資料の説明と、後半で我々委員の所感が述べられておりますので、それを中心にご説明していきたいと思っています。

- 福祉公社常務理事 それでは、答申書（案）をご説明いたします。

本書は、両法人理事会から検証委員会に諮問した八幡町現行案の内容の検証と他に考えられる移転手法の考察について答申としてまとめ、両法人理事会に答申するものです。答申は、委員会設置の前段である経緯を第1章に、諮問事項である現行案の検証に関するこことを第2章、他に考え得る移転手法の考察については第3章、これら全体にわたるもの第4章、総括として構成しております。委員会の審議に関連した資料につきましては後日別冊として取りまとめる予定です。

第1章につきましては、今までの経緯をまとめたものです。委員会設置目的の確認を含めまして、ご覧ください。

第2章につきましては、八幡町現行案の検証についてです。第1節に掲げた検証内容というのは、市議会、関係団体及び関係者等からの疑問点、問題点に関する項目について、それらを主な課題別にまとめたものです。

1つは、現行案策定過程について、特にプロセス等の問題点、疑問点の

指摘等、建設協力金方式についての疑問や使途の問題の指摘についても掲げております。また、基金の取り崩し、基金間の支出についての問題、移転場所や立地についての問題、一体性確保について、それぞれ問題点を出しております。

第2節には、これらの問題点の報告を受け、私ども法人に關係いたします顧問あるいは理事の弁護士と公認会計士、税理士等、専門職の方の見解についてご報告し、それらを踏まえて大きな課題別に検証委員会で述べられたものをまとめた検証委員会の見解です。

13ページの第3章「調査地及び移転手法に関する考察」ですが、これはもう一つの諮問事項、他に考えられる移転手法をこういう表題にしてまとめております。こちらの諮問事項は、委員会発足時には、議論していただく方向性が定まっていなかった課題です。現行案で取り入れた建設協力金方式以外の手法の整備と現行案以外の調査地の中身の説明をし、その上で法人が移転先と移転手法を比較検討し、判断材料となり得るものとして整理したものです。

建設協力金方式以外に考え得る手法は、第1節に、他に考えられる移転手法としてまとめております。

次に、第2節として、八幡町現行案以外の調査地の案を掲げた経緯を、民有地・民間ビルとそれから公共施設・公共用地の項目に分けて経緯を述べています。その中で、16ページの民有地・民間ビルにつきましては、記述にある経過で当初17件のリストアップされたものにつき、それぞれ絞り込みを行い、最終的には8件になったものを次のページの「2 民有地・民間ビル経済条件等比較表」という形でまとめております。これにつきましては、例えば建設協力金方式あるいは普通の賃貸借方式、物件購入方式等、さまざまな手法の物件が混ざり合っており、横並びで経済的負担の度合いが比較でき、我々、法人側で問題点を把握できるように、コスト計算や物件調査に関して専門知識を有する専門の機関に依頼し、その調査結果をもとにしてつくったものです。

ここに掲げた物件について、一番初めの八幡町1-6というのが現行案です。この表の一番左から4番目の賃貸借面積に、八幡町では402.3坪と掲げてますが、これが法人として使える予定の広さと確認していただきたいと思います。そして、そのすぐ右隣が投資方式と書いてありますが、移転手法を掲げております。また、この表で特に注目していただきたいのは、右のページの右から4番目の項目にある建設協力金相殺後の共益費込みの月額賃料と、坪当たりの月額賃料、賃料としてある分には経費を計算して入れたものです。その一つ右側の項目の下段が、法人として投資をす

るイニシャルコスト、その隣が年間のランニングコストであり、一番右側が特記事項になっております。

一番上の八幡町現行案、それから2番目の中町3丁目、3番目の北町5丁目の3件が建設協力金方式という形で、その中で八幡町案というのは建設協力金方式の中では一番坪単価も家賃も低い金額になっております。イニシャルコストが3億132万円というのは、法人として最初の支払い義務が3億円であり、その他諸経費、例えば印紙代等の諸経費を加えた額がこの金額であると確認いただきたいと思います。その他、ランニングコストについては、調査機関の一定の方式によっての共益費及び賃貸借料を計算しておりますので、実際の金額とは多少違う額になると思います。その金額から清掃費や光熱水費を除いた額で月割り計算したものが右から4番目の月額賃料とご理解いただきたいと思います。なお、この八幡町案につきましては、20年間償却で3億円の建設協力金を家賃と相殺するというスキームを組んでおりますので、本来の家賃より125万円低い額をこの額に入れているというご理解をいただければ思います。

2番目と3番目の建設協力金方式につきましては30年スキームで考えておりまして、これは契約年数がページの中ほどにあります、その年数で計算して30年で3億円を月数で割っていくと83万3,000円ほどになり、その金額を相殺した額が月額賃料という計算をしております。

2番目の建設協力金方式の候補としては、土地ですけれども、これについては土地所有者に法人側の意向は伝えましたが、現在すぐに事務所として協力することは困難だという回答がございましたので、これについては対象から外さざるを得ないと考えております。

3番目の吉祥寺北町5丁目につきましては、市役所へも徒歩圏内であり、福祉部門とのワンストップ化が図れる等、いろいろ利点等もございます。また、環境的にも樹木等が多いという特色のあるところでございます。

4番目の吉祥寺南町につきましては、売り物件のビルで、これについては坪単価が非常に安い1万515円という金額が出ておりますが、調査機関の土地、ビル、購入価格算定が、乖離した額になっているということ、そして何よりこの物件に対して、法的整理が必要な状況があり、確認が必要な物件であるということで、積極的に購入を考えるのは難しいと思われます。また、イニシャルコストが非常にかかるため、法人としてもかなり負担になると考えております。

5番目の施設はNTTの元営業所であり、使える部分は370m²と限られており、さらに施設のセキュリティーの問題上、施設の出入りに対して不特定多数の方が出入りするような使い方は認められない可能性が高くなっ

ています。非常に制約が高く、賃料も近隣相場を参考にしても安い金額にならないことも聞いており、難しいと考えております。

6番目の本町3丁目の物件は、現在、民間住宅が建っているところです。道路付けは井の頭通りに面しており交通の便は良いのですが、土地そのものが狭いところであり、建築可能な面積が200m²未満ということで、法人がそれぞれ別々に入ったとしても、そこだけで事務所を完結することは難しく、さらにこれより広い事務所を求めなければいけないという問題が発生するところです。

7番目の吉祥寺本町1-1-12の物件ですが、これはサンロードの入り口のビルの4階、5階ということで、場所柄、非常に家賃が高く、坪単価も3万1,500円になっております。加えて、社協、公社にしても、車はもちろん自転車も横づけできないような条件になると考えています。

8番目の吉祥寺北町の1丁目9番の土地、物件について、これは第4回の検証委員会の後、急遽追加された物件ですが、五日市街道に面し、八幡神社の交差点から1本西側に入った場所であるなど、利便性は非常によいところです。そして、それぞれの事務所として必要な要件も満たしているということと、もう一つ特徴的には、自動車や自転車を駐輪、駐車できるスペースがかなりとれる物件です。ただ、面積的には地下の倉庫も含めて730m²弱でありますと、現在の事務所機能から比べると設備面は少々我慢が必要であります。具体的に言えば、大信ビルで5階が大会議室、講堂となっておりますが、そういう使い方の場所はとれないところです。ただし、事務所としては両法人が入るのには可能な広さは確保できると思っております。ここについても家賃の金額としては坪当たり1万1,300円ということで、かなり可能性のある物件と考えております。

以上、経済条件等で調査機関から出された数字等で比較したところが今申し上げたところでして、さらに特記事項については法人等の事情、法人等としての思いも書き加えております。以上が今回新たに加わったところでございます。

次に、20ページの第4章の総括ですが、総括の第1節は、この検証作業、検証委員会の審議を通じて、あるいは様々な地域との懇談会を通じて出てきた課題、浮き彫りになった課題というのを項目立てし掲げたものです。何回もご指摘がありましたそれぞれのコミュニケーション不足、これは法人内部のコミュニケーション不足もそうですし、法人と関係市民の方々のコミュニケーション不足、それらの強化というのが課題として浮き彫りになっています。

基金のあり方についても、これも改めて整理をしていく、実際に多くの

基金がございますので、それをきちっとどのような形で有効に使っていくかということを改めて議論していく必要があるかと思います。

これは検証委員会の中ほどから、委員会からもご指摘のありました事務所の前に法人としてあるべき姿、将来ビジョンというのを、今回だけではなく継続して議論していくことが非常に大事であるということであり、今回の問題を通じて今後もずっとつなげていくための貴重なキーワード、課題であると思っております。

事務所機能とサービス機能のあり方の問題、これも法人のあるべき姿と並行して議論を進めていくべきものと思っています。

そしてまた、法人と市との関係、行政と法人とのパートナーシップの関係についても、それをお互いに議論をしていかなければならないと思っています。

現在、市内にはさまざまな公共用地・公共施設がありますが、将来的にはどのような土地活用をしていくかという検討段階である土地もあります。そのような土地の活用についての強い要望というのがありましたので、それについてよく検討を経て、この公共用地・公共施設の活用について市民の方の思い、市民の思いというのを伝えていかなければならぬということが、今回の検証委員会の審議あるいは懇談会等、市民とのコミュニケーションを図った中で浮かび上がった課題であると考えております。

この後、それぞれ5名の委員の方から検証委員会全体を通じてあるいは過去の問題について所感をいただいておりますので、順番で掲載させていただいております。

○委員長 それでは、第2節で検証委員の所感ということで各委員から意見を述べたいと思いますが、今、説明あったところは、今後しかるべきステージで方向性を決めていただくための基礎データと思っていただければと思います。我々の大きな役割の一つとして、方向性を決めるために必要なことを各専門の方々が意見を述べ、検証しやすく、方向性を出しやすいようにするというのが一つの大きな課題だと思っておりますので、そのような提案をさせていただいております。

これから述べる検証委員の所感ですが、検証委員会5回を始め、その他懇談会を含めていろんな方とお話をさせていただき5人のメンバーにご意見を伺い、それぞれの方が感じられたことをここで率直に述べさせていただくことにしております。そのため、あえて5人の意見を1つにしませんでした。5人の方々が専門の立場に立って今までの意見を聞いて感じたことをここに素直に述べさせていただいたとご理解ください。

それでは、各委員の所感について、それぞれの委員から説明いただくことにしたいと思います。

○委員長所感（答申書 委員長所感参照）

○A委員（答申書 A委員所感参照）

○B委員（答申書 B委員所感参照）

○C委員（答申書 C委員所感参照）

○D委員 私は、自分が書いた所感を読むつもりはありませんので、皆さん方でお読みいただければ良いと思います（答申書 D委員所感参照）。私が最初この検証委員会のときに、20年間拘束されるということで、20年間で何をするのでしょうか、というお話をしました。これが出发点であり結論であると思います。結局、今ここで検証委員会を5回やり、皆さん方とお話をしたところで、福祉の問題の方向性が私には見えてきていません。それぞれの関係の方々がそれぞれおっしゃりたいことをおっしゃっています。それは良いのですが、まとまって1つの方向に行こうということが見えています。それで、この一体性でいこうというのは、単なる入れ物を一緒にして共有できる部分は共有スペースとして使えば効率が良いと、そういう判断からでしか私はとらえられません。確かに耐震性の問題とか賃借期限が切れるとか、今の設備が大分古いことでの移転の必要性は十分認めますが、目的がはっきりしていないので、どこへ移転するか、どれが一番良いのかに関しては、方向性も決まっていないのに20年間拘束されるのが良いのかどうか、これは大変私は疑問に思います。

また、建設協力金の3億円の善し悪しの判断はできないと思います。建設協力金に対してB委員は非常にデメリットを強調される。でも、ちゃんとした担保をとってそれを押さえておいて、これを20年、具体的に言えば土地所有者である民間事業者の経営状態等も判断させていただきましたところ、問題がないため、この話も出てきたと思います。最も重要なのは、その3億円が妥当なのかどうか、それから新しく建物を建てたときに新しい賃借する賃料は妥当なものなのか、その判断を誤ると、税務問題が生じる可能性があります。ですから、建設協力金方式をとることであれば、計算の根拠等をきっちりと提示していただき、こういう理由で基金から出すという説明がないと納得できないものであろうと思います。

また、その移転の方策がどういう方式が良いのかは、求めるものによって方式は変わってくるものであり、そこに建物を建てていったら土地の所有者が資金的な問題があるとか、様々な諸条件で建設協力金が良いか、建物は全部土地の所有者が建て、そこに賃借（これが、一番リスクが少ない）で入るのが良いか。移転先によって方策というのは変わってくるため、

建設協力金だけを取り出して、善し悪しの判断はできないと思います。

基金を取り崩すことについて良いのかどうか。それぞれの団体の基金規程の内容を見ると、判断に苦しむところもあって、抵触する部分はあると思います。ただ、私は今後の福祉のことの基礎的なお金を害しない限り、それは良いと思っています。

それから、公共用地に関する入居、これはベストな策です。ところが、いろいろ候補地を挙げていただくと、やっぱりそれは不可能であるというのが説明されています。実際、公共用地に入れることの確実性があれば良いのでしょうかけれども、今のところ可能性は非常に薄いと感じました。

ということで、私は2つの法人の方向性をしっかりと見極めて、建物を建てるなり、物を考えるなり、あるいは建設協力金を出して賃借するなりの方法を考えていったらいかがかと思います。やはり一体性を確保するかどうかで場所というのは大きく変わっていくものです。ただ、迅速性というのがあるもので、緊急避難的に場所を移して十分な議論を重ねた上で、目的に合った物件を探したほうがよいのではないかと思います。

○委員長 今までの発表、答申を聞いてコメント等ありましたら、よろしくお願いします。最後の所感ですが、共通したところと立場によって意見が違うところ、非常に私自身は良かったと思います。

○傍聴者A 36ページの、最後にD委員がご説明くださったところですが、3億円という数字がひとり歩きしているという中で、「大金ではあるが各法人が有する基金の約3分の1」というお金が本当にあるのか、1つお伺いしたいところです。「貴重な財産であるが、必要なときに使ってこそその基金である」というのはもちろんですが、その「必要なとき」について議論されていなかったと考えます。

また、「建設協力金は20年間にわたって費用化され、形として残らないことが反対理由の一つに挙げられている」となっていますが、建物を所有することが本当に有益かどうかもありますが、どなたも建物は所有することが多いことを考えれば、借りることのデメリットというのも考えられるのではないかと思いました。

それから、これは市の公共の土地であれば、取得するといつてもそんなにお金がかかるわけではないので、この点についてちょっとこの所見に感想としてはもう少しご説明が欲しいと思います。

最後に、長計の議論に入ることが確実ならば良いですが、それが難しいと思われるというご感想でしたが、難しいかどうかという点についての説明がはっきりしておらず、そこだけが大変印象的に残ってしまいます。ほかのコメントについてはもう一度時間をいただいてお伺いしたいと思い

ます。

○D委員 まず、基金の3億円の件、これはこの7ページのところに上から6行目、取り崩しの額、各法人1億5,000万円の考え方で、取り崩し額は現在残高の3分の1程度である。実際、各法人は4億5,000万ずつぐらいの基金を所有しているということは明らかです。

それから、建物を持つことが有利か不利か、これはそれぞれの方の考え方次第だと思います。当初、ランニングコスト、10年か15年ぐらいはほとんど問題がないのです。ただ、その後に配管設備、点検、エレベーター保守等となってくると、かなりの維持費がかかる。全部含めると、借りていたほうが楽というのが私の考えです。ですから、建物を持つということは確かにシンボリックで良いですが、持っていることが経済的に良いかどうか。最終的に駄目になったら取り壊さなきゃいけない。取り壊したらまた建てるのかという話になると、所有に関する私の考え方は、余り肯定的なことはできないと思っています。

公有地の話は、この検証委員会で少なくとも2回は説明されています。それぞれの図書館跡地とか保健所とかそういうことについて一つ一つ、これはこういう理由で駄目でしたということは説明を受けています。今回の答申の中にそれが入っていない。

○福祉公社常務理事 資料編にあります。

○A委員 建物を所有したほうが良いのか否かということについての見解ですが、これは終局的には価値観の問題になりますので、良い悪いという話ではないです。ただ、経済的な面から見た場合、イニシャルコスト、それからランニングコスト、これは結構ばかになりません。ただ、そういう経済面、コスト面を考えた場合には、やはり所有よりも賃貸で、そこで低減されたお金を本来の福祉活動に回されたほうがより価値があるのではと考えております。

○C委員 大きく寄附金は2種類あると思っています。寄付するときに用途を指定する指定寄附金、それは受け取った側としては預かり金的な意味合いがあり、指定された用途に使わなければいけないものです。そしてもう一つ、何も目的、用途を言わず寄附する場合。こういうものについては、規程に沿って使わなければいけない。

それで、今回移転に関して寄附金を使って良いか。事務所をどこにするかは、恐らく法人の存続にかかわる重要な問題と思っており、お金がもし使えるものがあれば、それをどこに置くか、その重要な問題に対して寄附を使うというのは、ある意味寄附金の正しい使い方だという考え方もあると思います。

○傍聴者B 各委員の説明を伺って、これまでの感情論ではない事務的な部分で、法律も含めて、特にお金に関しては非常にクリアになりました。あわせて公用地を必ずしも地域福祉の拠点としてという思いにならなくても良いと思ったので、非常に検証委員会の答申書の案の各委員の丁寧な説明に対しては感謝しています。

ここからは質問ですが、図らずもそれぞれの委員がこの建物の問題ではなくて実はそれ以前の問題、特にコミュニケーションというお話もありましたし、公社と社協のあり方、武藏野市の福祉のあり方についても一定のご理解とその方向性も示していただいているが、さておいて、でも移転の方法論について少し書いていただきたいと思って、少なかったのでちょっと教えていただきたいのですが。

皆さんご存じのとおり、今クリーンセンターの建て替え問題については、規模も全く違いますし、またその必要性も違うかもしれません、非常に丁寧にシステムとしても策定委員会と周辺住民の協議会という形、しかもそれぞれの委員会が一緒になった意見の交換会という、職員さんにとって非常に大変な作業だったと思いますが、とても丁寧に今構築していくっています。なので、私はやはり地域福祉の要についての話に関しても、各委員さんが建物移転以外にもまだまだ潜在した課題があるということと、コミュニケーションが不足していたということを書かれているのであれば、今後具体的な移転先についての話し合いについては、是非職員だけでなくクリーンセンターと同じような方式ができるのか、又はそのような方法ではなくても「こういう形で、市民参加ができるぞ」というものを委員の方がこの答申案の中に書いていただければと強く希望します。

○委員長 クリーンセンターはかなりの労力をかけて皆さんのお見を伺いながら、一步一步進んでいると感じております。それに比べて今回はそこが足りない。今そういうことに関係者が気づき始めて、どういう人たちとどういうコミュニケーションをどの場でやれば良いのだろうと分かったと思います。これはまさに私たちがここで提言することではなく、これを是非関係者で協議していただき、時間をかけて協議をする。ただ建物だけではなく、福祉のあり方を再構築するというのが今回の委員の皆さんのお見にもありました、そういうことを再検証していくスタートになったと思っております。

○傍聴者C まず初めに、傍聴者に発言を許していただいたこと、それからいろいろやりとりをさせていただいた、かなりの時間を割いていただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。

最後の結びのところに、「各方面からのバッシング」とかちょっと目についたのですが、それは各方面からの「勘弁してくださいよ」の大合唱と、「市と市民の協働のあり方」「良いように使われている」という言葉があちこちで聞かれるようになってしまった。その辺のコミュニケーションの足りなさがこういうことになったのではないかと思っております。

1つ感じていたのは、最初には八幡町案への異議という形で私たち出発したのですけれども、ずっとお話を聞いておりまして、構造的にちょっと問題があるのかなと思い始めました。両法人とも生え抜きの職員の方とそれから行政マン、出向していらっしゃる方々、行政畠が長い方、その両方の方のスキルを生かして両輪となって運営されていくのがおそらくベストだと思うのですが、それが今回ちょっとうまいぐあいにいかなかつたのかと思います。

例えば、市の所有地に入れて欲しいという話になったときに、市が交渉の相手方になるシチュエーションが当然発生するわけですよね。そうすると、例えば、福祉公社のトップである理事長が副市長を兼ねているということで、例えば発言をなさるときに、今はどちらの軸足を置いている発言なのかとも思いますし、どちらに重きを置いて発言いるのか、どちらの利益のために発言しているのかと心配に思います。それはやはり透明性が担保されていないということだと思います。

その辺を含めて、公共用地の可能性が無いことに関しては非常に疑問を抱いておりまして、何も最優先で入れて欲しいというではなく、公正なコンペに参加させてくださいということを申し上げているのです。

○傍聴者D 今の傍聴者Cさんに関連するとは思いますが、一番私たちが問題とし納得いかなかつたのは、「市と市民社協なり福祉公社、そして私たちとの立場というか関係性がやはりおかしいのではないだろうか」ということだと思う。だから、何故視野に入っていないというような公有地の使用に関するお答えというものは、「問い合わせに対してそのように回答が出ています」と言われても、その回答自身に「どうしてそういう回答が出るのだろうか」と納得できなかつた。この答申の中でも2法人に優位ではないというような——確かに優位はないと、今傍聴者Cさんのように対等な立場で言ってほしいこともありますですが、一般の市民からすると優位があつても良いのではないかと……。私たちは自分たちがやっていますから市と市民社協が違う組織であるということは認識していますが、一般市民にとってみると、市と市民社協はほとんど同じものだと思って区別はしていない。そういうものですから、やっぱり優位性というものは他よりあって良いのではないか。この一般市民の感覚がなかなか理解してもらえない

いのかと、全体を見た感想です。

○委員長 先程、公正なコンペという話がありましたが、これが然るべきところで、特に図書館跡地をどう使うかというのはまさに公正なコンペが行われて然るべきところであり、どの使い方が一番良いのだろうという話はされると思います。そのときに、こんなに大変な思いをして議論を重ねてきたこの優位性は出ると思います。これは皆さん、市の方にも声が届いていますし、副市長いらっしゃいますから、もう既に思いはある程度伝わっていると思います。ですから、そういう意味でも公正なコンペの場所で、今後の福祉のあり方をもう一回考えていただけるのではないかと思います。

○傍聴者A 借りたほうが経済面だけでいいという。経済面だけということでしたので安心いたしました。もし経済面だけであれば、公共用地に入るほうが経済的には良いのかなというのが我々素人というか市民の感覚として思っているところなので、公共用地に入れたら非常に良いのではないかと考えている。これを拝見すると、仮移転してゆっくり考えたらどうかという流れに思いますが、その仮移転先でも公の場をお借りできるのであれば、一番経済的なかなと考えてしまうのですけれども、その辺のところを入れていただければありがたいと思います。

○A委員 公有地を利用すること、コスト面では優位性があるという気がします。ただ、1つ、公有地利用に関して今回の一連の会議の中で1点私気になったのは、政治的決断ができないかというようなコメントやご意向、そういった発言があったことです。政治的判断ができないのかというのは、これは非常にあやふやな話として、それが今の行政の施策というのではなく、それはいろんな方針、方法はあるとは思うのですが、今の武蔵野市のやり方というのは一つ一つ積み重ね、皆さんとの協議を重ねて積み重ねていった上で最終的な決断を下していくという、そういうプロセスを重要視されているのではと私は解釈しています。

そういった中で、何らかの形で政治的決断やるという話をした場合に、果たしてそれが良いのであろうか。例えば、そういう方式をとらなければ非常に緊急で保護すべき利益が全部なくなってしまうとか、それをやらなければ取り返しのつかないことになってしまい、代替性がないということであれば、一定の範囲内で決断を下すことは必要なかもしれません。ただ、今回のこの移転問題についてそういった伝家の宝刀的なものを安易に打ち出すことは、皆さんで議論し、議論を重ねた上で何らかの方向性なり決断を出していくというものと相容れないような気がします。

ですので、これはいろいろ考え方があると思いますので、といった観点も勘案しながら今回考えていくべきではないかと考えております。

○委員長 今日のお話も含めてこの答申書を案から最終版にもっていきたいと思っております。内容等について大きな方向性の変換はないにしても、答申書としての体裁を今後整備していきたいと思っておりますので、若干の文言の整理は再度させていただきたいなと思っております。

あと、最後になりますが、今回私がこれを受けてびっくりしたのは、とんでもない検証委員会に入ってしまったなというぐらい傍聴者の方とこういう議論をさせていただいたことです。そう考えると、こういう議論ができる文化って凄いと思いました。こんなの一朝一夕ではできないですし、23区ではできないだろうと思います。ですから、これを良い方向に持っていくってほしい。市がやること、公社がやること、社協がやることを厳しい目で見ていただいて、お互いに足りないところを助け合う、まさにこれはパートナーシップの原則だと思いますので、こういった関係をさらに進化させて新しい武蔵野の文化を築いていってほしいと思います。

今後のスケジュールをご説明してください。

○福祉公社常務理事 修正等を委員の方々にご確認いただいて、案を取った形を今月末、31日に予定しております両法人の理事会において委員長から報告をお願いしたいと思っています。併せて、午後には両法人の評議員会を開きますので、そこで事務局から理事会に答申があったことを報告させていただきます。9月10日には市議会厚生委員会がございます。そこで最終答申があった旨の行政報告を市から行い、その間に法人として意思決定のための評議員会、理事会を開きまして、予定では9月15日までに両法人で意思決定をしていく。それをもって9月末までに現在の家主側の大東京信用組合に、来年の3月にどうするかという意思を伝えるというスケジュールで考えております。

○委員長 これで5回にわたる、検証委員会をすべて終了したいと思います。